⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　平成25年10月28日11時00分　農林水産技術会議事務局筑波事務所本館入札室（郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限は、平成25年10月25日17時00分）

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　免除。ただし、落札者は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第187号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証または公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結のいずれかによる保証を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の１以上とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　本公告に示した調達内容を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した資料を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。

⑼　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑷に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

⑽　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaaki Tsujishima Director General of Tsukuba Office, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Improvement work of Air conditioning for Tukuba Office

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00 September 30, 2013.

⑸　Time limit for the submission of tenders : 11 : 00 October 28, 2013. (Tenders delivered by mail 17 : 00 October 25, 2013.)

⑹　Contact point for the notice : Takahiro Ono, Procurement Section, Accounting Division, Tsukuba Office, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat, 2―1―9 kannondai Tsukuba City Ibaraki-Prefecture 305―8601 Japan. TEL 029―838―7217

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年９月17日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
小倉医療センター院長　岡嶋泰一郎

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　40

○第12608号（No.12608）

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構小倉医療センター外来管理診療棟建替整備工事（建築）

⑶　工事場所　福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10番１号　独立行政法人国立病院機構小倉医療センター内

⑷　工事内容　本工事は、老朽化した外来棟、管理棟、放射線棟、研究検査科棟、精神科病棟の建替整備工事を行うものである。
外来管理診療棟（Ⅰ期）ＲＣ３階建新築約9,436㎡、外来棟（Ⅱ期）ＲＣ２階建新築約5,238㎡、既存建物解体約16,877㎡、外構一式。
なお、当該工事は建築工事であり、関連する電気設備工事及び機械設備工事については別途発注される予定である。

⑸　工期　約34ケ月以内（最終完成工期は平成28年度予定）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約15,850㎥、鉄筋約2,600ｔ、鉄骨約80ｔ、板ガラス約1,650㎡

2　競争参加資格

⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。
①　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構小倉医療センター院長から独立行政法人国立病院機構小倉医療センター外来管理診療棟建替整備工事（建築）に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。
②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

⑶　厚生労働省から九州沖縄ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、九州沖縄ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　厚生労働省から九州沖縄ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成15年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
①　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積1,930㎡以上の病院の新築又は増築
②　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積1,930㎡以上の病院の新築又は増築

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑻　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。